

〔類聚名義抄卷六〕縣胡遍反
カタハ 音玄
アガタ公事根

〔古事記傳二十九〕大縣小縣
凡て某縣と云ときは、多くは阿は省く例にて、後アガタの郡アガタ、小郡アガタなど謂には非す。たゞ縣々と云むが如し。さて阿賀多は上り田にて、元は島のことなり。書紀仁賢卷に、嘆此云波陀該アガタ和名抄に、嘆田と云は、田をも島をも統たる名にて、其中に水のつゝ、耕麥地也。また島一曰陸田、和名八太介。又云、阿賀多は上り田にて、元は島のことなり。其證とせし神代卷に、嘆田と云は、田をも島をも統たる名にて、其中に水のつゝ、耕麥地也。また島一曰陸田、和名八太介。註、神代卷に高田、万葉二十に、上爾種アガタ、下卷高津宮段大御歌に、
高田、萬葉二十に、上爾種アガタ、下卷高津宮段大御歌に、
夜麻賀多邇、麻祁流阿袁那母云々、などある。夜麻賀多爾、麻岐斯阿多泥都岐云々、下卷高津宮段大御歌に、
夜麻賀多爾、麻岐斯阿多泥都岐云々、下卷高津宮段大御歌に、
茜蒔マツクる青菜などあるを以て、山なる島なることを知べし。縣にはあらで、たゞ縣とも、又某賀多と云ふ。云地名、河内に大縣、美濃に方縣、山縣、信濃に小縣、但馬に二方、安藝に山縣、日向に諸縣など云郡名、其外郷里の名にも多がる。皆本は島より貢るなり。さて地名の下に附け云も、其外も、上に言なれども、右に舉たる如く、古は海なき國々の地名にも、某縣と云ふが多きにや。○中略。かくて漢字を用ひて、後には、必ずも朝廷の御料ふ地ならぬども、彼漢國にて、縣と云にあたる程の地をば、凡て某縣と云ことになれるなり。

〔碩鼠漫筆〕一縣の名義

鈴屋翁の説に、阿賀多は上り田にて、元は畠の事なり。○中と見えたるは、いひしらず委じけれど、さはいへども信がたかるべし、其故はなぞといふに、阿賀多は上り田にて、本は畠の事なりとあれども、其證とせし神代卷の高田も、萬葉の上爾種蒔も、ともに水田にて畠ならねば、夜麻賀多は山阿賀多なりとも見ゆれど、其大御歌の前文を見れば、令大座其國之山方地而獻大御飯是爲煮